

地域密着型通所介護の新規指定について

平成28年4月から、利用定員が19人未満の通所介護事業は「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに位置付けられ、指定権者が事業所所在地の自治体になりました。江戸川区内で地域密着型通所介護事業所の新規指定をご希望の方は、ご予約の上、相談窓口まで事前相談にお越しください。

新規指定までのスケジュール

	事項	期日等	備考
1	事業計画の事前相談	改修工事、賃貸契約等の具体的な計画を進める前にご連絡ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口：江戸川区福祉部介護保険課指導係 ・事業所平面図、検査済証等をお持ちいただき、具体的な相談を行います。 ・事業計画に問題がなければ新規指定申請書類をお渡しします。
2	新規指定申請	指定予定月の2か月前の25日まで ※25日が土日祝日等閉庁日の場合は、直前の開庁日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・新規指定申請書類一式を提出してください。 ・人員、設備等の運営基準を満たしているか、書類に不備・不足がないか審査します。
3	指定前実地調査	指定予定月の2か月前の末日前後	・開設予定場所で、提出された申請書類の内容について実地調査を行います。
4	事業所番号の付番	指定月の前月中旬頃	
5	指定通知書発行	指定月の前月末日までに	・指定決定後、区から指定通知書をお渡しします。

(例) 6月1日付指定の場合 ※指定は毎月「1日付」となります。

	4月(2か月前)	5月(前月)	6月
・事前相談	申請期日(4/25)	・指定通知書発行	指定(6/1)
←→	● ←→	←→ ●	
		・実地調査	

※注意

上記スケジュールはあくまで目安です。書類審査、実地調査において、期日までに運営基準を満たしていることを確認できない場合は指定できません。準備期間を考慮の上、開設まで余裕を持ってご計画ください。

《予約・相談窓口》

江戸川区 福祉部 介護保険課 指導係
江戸川区役所 2階2番窓口
住所：江戸川区中央1-4-1
TEL：03-5662-0892